

日本国内における IOM クラスの運営に関する覚書

1. 前文

日本模型ヨット協会(以下「JMYA」という)会長 竹本孝弘と日本 IOM クラス協会(以下「IOMNCA-JPN」という)委員長 平尾南雄は、2023 年 3 月 12 日付けで以下の内容で覚書を締結し、署名捺印することにより、以降の日本国内における IOM クラスの運営に関して連携するものとする。

2. 締結に当たって

- ① JMYA は、IOMNCA-JPN を国内唯一の IOM クラス協会として 2023 年 3 月 12 日に於いて認定する。
- ② これ以降は、国内の IOM クラスの運営管理(オーナー管理、艇の登録・管理、競技会の運営等)のすべてを IOMNCA-JPN に委任する。

3. 運営の基本方針について

- ① IOMNCA-JPN は、JMYA のクラス協会としての位置づけであるが、独立した組織として存在し、組織運営に当たっては「運営の基本方針」、IOMICA 規定に準拠した「日本 IOMNCA 基本法 Constitution」ならびに「同基本規則 Regulations」等の関係制度に基づき運営される。
- ② IOMNCA-JPN の会員は JMYA の会員でなければならない。

4. 日本の IOM クラスの管理について

- ① JMYS(JMYA の旧称)登録の IOM クラス艇は、IOMNCA-JPN へ IOM 艇登録をしなければならない。
- ② IOMNCA-JPN への IOM 艇登録により、オーナーは別途の入会申請をすることなく自動的に IOMNCA-JPN 会員となる。

- ③ IOMNCA-JPN は、艇及びオーナーの管理、登録を行い、年度ごとに JMYA に報告しなければならない。
- ④ JMYA が所有する IOM 艇の計測等に使用する設備及び備品類は無償で IOMNCA-JPN に寄託される。

5. 競技会について

- ① IOMNCA-JPN は、年次競技会日程を立案するにあたり、日程計画案を JMYA に提出し、調整を受けること。
- ② IOMNCA-JPN は年 1 回、日本 IOM クラス選手権を JMYA と共催する。

6. その他

- ① IOMNCA-JPN の入会金・年会費は NCA の定めによるものとする。NCA 運営費用は主に競技会参加費によって賄うものとする。また、艇の登録管理費用は別途徴収する。
- ② JMYA は、IOMNCA の求めに応じてその運営に関して金銭的・人力的・技術的なサポートを行うための交渉に臨まなければならない。
- ③ 本覚書に定めのない事案が生じた場合、双方は速やかに協議に応じて解決を図る責任を負う。
- ④ 本覚書を証するため、本書を 2 通作成し、「JMYA」と「IOMNCA-JPN」がそれぞれ 1 通を保管する。

以上

2023 年 3 月 12 日

日本模型ヨット協会 会長 竹本 孝弘 

日本 IOM クラス協会 委員長 平尾 南雄 